

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 30 日

関係団体消防防災主管課長 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

事務局長 水 谷 朋 之

「消防団員公務災害防止研修実施に関する新型コロナウイルス感染症
対策について（依頼）」の廃止等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

消防団員公務災害防止研修については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、
「消防団員公務災害防止研修実施に関する新型コロナウイルス感染症対策について（依
頼）」（令和 2 年 8 月 28 日付け事務連絡）及び（令和 2 年 12 月 2 日付け事務連絡）に
おいて感染症対策の実施を依頼したところですが、国が新型コロナウイルス感染症を感
染症法上の 5 類に移行させたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知
らせいたします。

なお、今後、新たな変異株の出現などにより、感染症法上の位置づけが見直されたと
きは、当基金も取り扱いを見直す場合があることを念のため申し添えます。

記

1 事務連絡の廃止

令和 2 年度において発出した標記に係る事務連絡は廃止します。

2 今後の感染症対策

今後の公務災害防止研修における感染症対策は、次のとおりといたします。

- (1) マスクの着用は参加者の判断に委ねることを基本とします。
- (2) 引き続き、効果的な換気や参加者への手洗いなどの手指衛生の励行をお願いします。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、実施団体・日本赤十字社各都道府県支部又は開催会場が

独自の感染症対策を実施している場合は、その対策を優先します。

(4) (1)～(3)を踏まえて参加者をお願いする事項に関しては、お手数ですが、実施団体から参加者へご周知ください。

(5) 原則として、フェイスシールド、飛沫防止板、消毒液、その他感染防止上必要と判断されるもの（フェイスシールド及び飛沫防止板については、S-KYT 研修及び S-FA 研修のみ）に要する経費については、引き続き、当基金の助成対象としますので、申込時にその内容が分かる資料を添付してください。

○ 参 考

- ・ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について（令和5年4月27日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230427.pdf